

市報第8号 横浜市市税条例の一部改正についての専決処分報告

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に公布されました。

法改正に伴い市税条例の改正が必要となる項目のうち、軽自動車税種別割に係る二輪車の車両区分の見直しについては、令和7年度の課税処分に係る制度改正であるため、改正地方税法の公布後速やかに市税条例を改正する必要があったことから、令和7年4月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づく市長専決処分により、横浜市市税条例の一部を改正しました。

そのため、同条第3項の規定に基づき、本定例会で専決処分について御報告し、承認をお願いするものです。

税目	改正の内容										
軽自動車税	<p>○ 二輪車の車両区分の見直しに伴う規定の整備 [市税条例第73条第1号、第77条第1項]</p> <p>令和7年度税制改正により、新基準原動機付自転車（※）に係る種別割の税率を年額2,000円とすることとされたため、市税条例においても、税制改正の内容に合わせて関係する規定を整備しました。</p> <p>（※）新基準原動機付自転車：令和7年11月からの新たな排ガス規制に適合させるため、総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW以下（総排気量50cc相当）に制御した原動機付自転車</p> <p>【参考】改正後の原動機付自転車の税率区分</p> <table border="1" data-bbox="1534 1090 2114 1426"> <thead> <tr> <th>総排気量</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円/年</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc以下</td> <td>2,000円/年</td> </tr> <tr> <td>新基準原動機付自転車</td> <td>2,000円/年</td> </tr> <tr> <td>90cc超 125cc以下</td> <td>2,400円/年</td> </tr> </tbody> </table>	総排気量	税率	50cc以下	2,000円/年	50cc超 90cc以下	2,000円/年	新基準原動機付自転車	2,000円/年	90cc超 125cc以下	2,400円/年
	総排気量	税率									
50cc以下	2,000円/年										
50cc超 90cc以下	2,000円/年										
新基準原動機付自転車	2,000円/年										
90cc超 125cc以下	2,400円/年										